

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

新潟市長 中原 八一

新潟市規則第69号

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市市税条例施行規則（平成19年新潟市規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第3第11条第8号アの項第2号中「第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に改め、同項第3号中「控除対象配偶者」を「同生計配偶者」に、「同項第8号」を「同項第9号」に改める。

別記様式第48号（表）中

「

⑮ 障害者控除	氏名		障害の種類と程度	身体・精神 その他	級 度
	氏名		障害の種類と程度	身体・精神 その他	級 度
⑲～⑳ 配偶者控除・ 配偶者特別控除	氏名		配偶者の 合計所得金額		円
	生年月日	・	個人 番号		
	別居の場合の住所				

を

」

「

⑮ 障害者控除	氏名		障害の種類と程度	身体・精神 その他	級 度
	氏名		障害の種類と程度	身体・精神 その他	級 度
⑲～⑳ 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同生計配偶者	氏名		配偶者の 合計所得金額		円 □ 同生計配偶者 の場合は✓
	生年月日	・	個人 番号		
	別居の場合の住所				

に、

」

「

控配		扶養親族			
有	老	特定	同老	老	他
	内		内		

を

「

控配		同配	扶養親族			
有	老		特定	同老	老	他
	内		内			

に

」

」

改める。

別記様式第 8 8 号中

「

代表者氏名印 (自署, 自己印)		印	経理責任者氏名印 (自署, 自己印)		印
---------------------	--	---	-----------------------	--	---

を

」

「

代表者氏名		経理責任者氏名	
-------	--	---------	--

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の新潟市市税条例施行規則（次項において「新規則」という。）

別記様式第 4 8 号の規定は、平成 3 1 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 3 0 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前に改正前の新潟市市税条例施行規則（次項において「旧規則」という。）別記様式第 4 8 号又は別記様式第 8 8 号の規定により提出された申告書は、新規則別記様式第 4 8 号又は別記様式第 8 8 号の規定により提出された申告書とみなす。

4 この規則の施行の際現にある旧規則別記様式第 4 8 号又は別記様式第 8 8 号の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。